

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 借金の保証人

**Q** : 私はサラリーマンです。学生時代からの友人に頼まれ、融資を受ける際の保証人になったところ、友人の事業がうまくいかず、破産してしまいました。

ところで、私は、保証責任を問われ保証額を支払ったのですが、この損失は雑損控除の対象になりますか。

**A** : 雑損控除の対象にはなりません。

### 【解説】

雑損控除の対象となる損失は、災害、盗難、横領による損失に限定されています。これらは、自己の意思に基づかない損失と考えられます。

一方、保証債務の履行に伴って生じた損失は、自己の責任において保証した債務から生じたものであり、上記のどの理由にも該当しませんから、雑損控除の対象にはなりません。

ちなみに、ご質問の場合とは異なりますが、保証債務が事業遂行上生じたものであり、その保証債務の履行に伴う求償権の全部又は一部を行使することができないこととなった場合には、その金額は貸倒損失として、事業所得、不動産所得又は山林所得の計算上必要経費に算入できます。

また、保証債務履行のため資産を譲渡した場合で、求償権の行使ができない場合には、譲渡所得は課税されません。

ご質問の場合は、雑損控除の適用を受けることはできませんし、事業の遂行上生じたものではありませんので必要経費に算入することもできません。

